

## 次期「かがわ男女共同参画プラン」の骨子案について

## 1 計画の基本的事項

## (1) 法令の根拠

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び香川県男女共同参画推進条例第8条に基づき策定する法定計画である。

## (2) 計画期間

この計画では5年間（令和3年度～7年度）の施策の方向と具体的施策を示す。

	施策の方向	具体的施策
【当初計画】 「かがわ男女共同参画プラン」	平成13年度～22年度	平成13年度～17年度
「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」		平成18年度～22年度
「第2次かがわ男女共同参画プラン」	平成23年度～27年度	平成23年度～27年度
【現行計画】 「第3次かがわ男女共同参画プラン」	平成28年度～令和2年度	平成28年度～令和2年度
【次期計画】 「第4次かがわ男女共同参画プラン」	令和3年度～7年度	令和3年度～7年度

## 2 計画策定の背景

	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口（各年度10月1日時点） （「香川県人口移動調査」結果より）	996千人	976千人	972千人	968千人	962千人	956千人
労働力人口（年平均） （「労働力調査」モデル推計による都道府県別結果より）	515千人	493千人	492千人	496千人	501千人	500千人
社会全体で男性が優遇されていると考えている人の割合 （「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」結果より）	67.4% (H21年度調査)	71.1% (H26年度調査)	—	—	—	70.0%
県の審議会等に占める女性委員の割合（各年度末時点） （男女参画・県民活動課調べ）	35.7%	37.5%	35.8%	36.4%	36.8%	35.4%

## 3 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める次の4つの基本理念を計画の基本理念とする。

## (1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

## (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### 4 施策体系（案）

基本目標	重点目標	施策の方向
<b>I</b> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進	<b>1</b> 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現
	<b>2</b> 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (3) 生涯を通じた多様な学びの支援
	<b>3</b> 国際的視点に立った男女共同参画の推進	(1) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
<b>II</b> あらゆる分野における女性の活躍の推進	<b>4</b> 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	<b>5</b> 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現 (2) 労働者が安心して働ける環境づくり (3) 地域における子育てや介護支援の充実
	<b>6</b> 働く場における女性の活躍推進	(1) 働く女性の活躍推進 (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
	<b>7</b> 農林水産業における男女共同参画の推進	(1) 女性の主体的な経営参画推進 (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり
	<b>8</b> 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進
	<b>9</b> 科学技術・学術における男女共同参画の推進	(1) 科学技術・学術における男女共同参画の推進
<b>III</b> 安全・安心に暮らせる社会の実現	<b>10</b> 防災における男女共同参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災の現場における男女共同参画の推進
	<b>11</b> 女性へのあらゆる暴力の根絶	(1) 女性への暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護及び自立支援の推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) 子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	<b>12</b> 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
	<b>13</b> 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 (2) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備